

# 伊佐市第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年6月18日（木）午前9時から10時47分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (19人)
4. 欠席委員 (1人)
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第1号 「辞任願い」の承認について  
議案第2号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定  
について  
議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について  
議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について  
議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について  
議案第7号 「非農地証明願」について
6. 農業委員会事務局職員 (4人)

事務局長	<p>只今から、平成 22 年度第 3 回農業委員会総会を開催します。姿勢を正してください。 一同礼。</p>
議長	<p>本日は 6 番委員が欠席であります。共済代表が辞任の関係で欠席委員に成っています。早速ですが議事に入りたいと思います。</p> <p>平成 22 年度第 3 回農業委員会総会提出案件を審議いたします。本日の議事録署名者を任命いたします。20 番員と 1 番委員にお願いいたします。</p> <p>(1) 諸般報告 報告番号 1 「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」について報告を求めます。</p>
事務局	<p>報告「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約について、ご報告いたします。資料の 1 ページから 2 ページでございます。</p> <p>利用権の合意解約につきまして、整理番号 1 番から 3 番の計 3 件がありましたのでご報告致します。以上です。</p>
議長	<p>只今の報告にご質問はありませんか。 (異議なしの声有り)</p> <p>議案に入ります。</p> <p>議案第 1 号「辞任願」について議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>平成 22 年 6 月 1 日付けで、19 番委員より辞任届が出ております。理由は平成 21 年 10 月 14 日付けで鹿児島中部農業共済組合より推薦を受けていました推薦任期が、5 月 31 日までとなっており、6 月 1 日に理事会が開催され、交替が決定しましたので今回辞任されるものです。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 16 条の委員または会長は正当な理由がある時は農業委員会の同意を得て辞任することができる。とあります。今回の辞任願は正当な理由に該当するものと思われまます。委員会の同意は総会の議決すなわち、辞任申し出者を除く総会出席者委員の過半数によって決定する事に成っています。ご審議方宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今の説明に異議はありませんか。 (異議なしの声有り)</p>

異議がないようですので採決をいたします。  
議案第1号「辞任願い」について賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定を、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意志決定のうち所有権移転分について、ご説明致します。

3ページをご覧ください。

あっせんによる所有権移転ですが、整理番号1につきまして、譲り渡し人は、伊佐市菱刈荒田に居住、譲受人は伊佐市菱刈荒田に居住の、33歳、譲受人の耕作面積は129,088㎡です。

土地の所在地は伊佐市菱刈天神後、地目は畑、面積は683㎡で利用目的は畑、権利の種類は売買による所有権移転です。

あっせん委員としまして15番委員、19番委員にお願いしました。

次に整理番号2につきまして、譲り渡し人は、佐賀県小城市牛津町柿樋瀬に居住、譲受人は伊佐市菱刈荒田に居住の、33歳、譲受人の耕作面積は129,088㎡です。

土地の所在地は伊佐市菱刈天神後、地目は畑、面積は47㎡で利用目的は畑、権利の種類は売買による所有権移転です。

あっせん委員として15番委員、19番委員にお願いしました。

続きまして、利用権設定総括表にてご説明いたします。

14-2ページの利用権設定総括表によりご説明します。

期間は2年10ヶ月から9年11ヶ月で、面積の合計は、田96,458㎡、畑14,375㎡の、計110,833㎡です。利用権の設定をするものの者の数33人、設定を受ける者の数26人です。

土地の明細書等につきましては、4ページ～14ページ整理番号1番から34番のとおりですので、ご覧ください。

以上審議方よろしくお願ひいたします。

議長

只今の説明にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。  
議案第2号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、を議題とします。

現地調査の報告を求めます。

整理番号1番について15番委員報告をお願いいたします。

1 5 番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号1番について去る6月15日に現地調査を行いましたので15番が報告いたします。

申請人、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は30歳です。渡し人は、神奈川県横浜市鶴見区尻手に居住され。年齢は64歳であります。

申請地は伊佐市菱刈花北字小苗代原、地目畑、地積が302㎡親族間の贈与で有ります。農作業従事者は3名で、現況は良く管理された畑です。経営意欲もあり、以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として、全部事項証明書・字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長

只今の報告にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号1番について、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします。

整理番号2番について5番委員をお願いいたします。

5 番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号2番について、去る6月15日に現地調査を行いましたので5番が報告いたします。

申請人で受け人の伊佐市前目に居住、50歳、譲渡人伊佐市重留に居住、75歳より、売買により取得されるものであります。

申請地は、菱刈前目石ヶ丸、地目は田で、地積 644 m<sup>2</sup>で有ります。受け人の経営面積は 14,475 m<sup>2</sup>で、受け人の世帯員のうち農作業常時従事者は4名でございます。

調査内容としましては、徳辺から山田鉦山に近い湯之尾に抜ける道路添で、受け人が耕作されており、受け人の理由としましては規模拡大という申請理由であり、耕作意欲は充分であり、現在栗野に勤務されており、主に朝晩農作業をされ、た、日曜祭日も農業に従事をされるというかたちで十分な耕作意欲あり、今から農地が出たら購入をしていきたいという希望を持っていらっしゃるようでした。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長

只今の報告にご異議はありますか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号2番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします

整理番号3番ついて11番委員にお願いいたします。

1 1 番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号3番について、去る6月15日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。

申請人伊佐市大口平出水に居住、年齢81歳より、伊佐市大口平出水に居住、76歳が、譲り渡し人の要望による売買の申請であります。

申請地は伊佐市大口平出水字堂免の3筆であり、地目は田、地積は 3,177 m<sup>2</sup>、現在譲り受け人が耕作しており、田植え準備も

進んでいました。受人の経営面積は19,370㎡で、取得可能面積で有ります。農作業従事者は2名です。申請地の位置は譲り受け人の自宅より、1kmで自作地の隣接地であり、現況田です。受け人の理由としては、相手方の要望であり耕作意欲は充分であり農機具等はすべて完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長

只今の報告にご異議はありますか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号3番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします

整理番号4番ついて3番委員にお願いいたします。

3番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号4番ついて3番が報告いたします。

調査日6月17日調査を行いました。

申請人譲受人農事組合法人、譲渡し人が79歳です。

申請地は伊佐市南浦字松峰5筆、地目は畑、地積は4,548㎡です。受人の経営面積は210,502㎡で、農作業従事者は7名と言うことでした。所有権の売買による申請をするものです。

申請地の位置は、永池変電所近くの黄金ロード信号手前道路脇に位置します。現況は10年位畑を耕作していない荒地のような状況ですが、畑にして園芸をするということになりました。現在不耕作地であります。受け人の理由といたしましては、経営拡大ということで、耕作意欲はあり、農機具等も完備しておりました。

添付資料として字図、全部事項証明書、役員名簿が添付されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長

只今の報告にご異議はありませんか。

(異議なしの声有り)

異議がないようですので採決をいたします。

整理番号4番ついて、賛同される方挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって決定といたします

次に、整理番号5番について、2番委員をお願いいたします。

2番

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号5番ついて、去る6月13日に調査を行いましたので2番が報告いたします。

受け人伊佐市菱刈花北に居住され年齢は42歳です。渡し人は伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は74歳です。受け人のお父さんであります。

申請地は伊佐市菱刈市山字野ミ田及び字岩元で、計田6筆の22,034㎡・畑3筆の7,209㎡、合計9筆29,243㎡で親から子供・後継者への贈与による所有権移転であります。

受け人は、会社員であります。新規就農で農業を兼業として水稻生産をする営農計画であります。

農作業従事者は3名で、通作距離は約4km位で現況はよく管理されています。経営意欲は有り、農機具等は実家に完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・営農計画書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号5番に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、  
よって決定といたします。

次に、整理番号6番について、20番委員をお願いいたします。

2 0 番 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号6番について、去る6月14日に調査を行いましたので20番が報告いたします。

受け人伊佐市菱刈花北に居住され年齢は62歳です。渡し人は、鹿児島市上竜尾町に居住され、年齢は69歳です。

申請地は伊佐市菱刈花北字年貢田930番4、地目は田・面積は2,017㎡です。受け人の経営面積は66,765㎡・農作業常時従事者は4人で、売買による所有権移転であります。

申請地の位置としましては、自宅から約500mで自作地の隣接している現況畑であります。台帳は田ですが20年前までは、集落でポンプアップしてありましたがポンプの故障等により利用できなくなり、現在は畑として受け人が利用されています。経営意欲は有り、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号6番に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、  
よって決定といたします

整理番号7番について、13番委員をお願いいたします。



1 3 番 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号7番について、去る6月15日に調査を行いましたので13番が報告いたします。

申請人で譲り受け人は、伊佐市大口原田に居住され、年齢は50歳です。

譲り渡し人は、父親で81歳、同じく伊佐市大口原田に居住されております。

申請地は伊佐市大口の忠元公園南に位置し地目が田の伊佐市大口原田、田7筆・畑2筆です。面積は田が7筆6,418㎡畑2筆の399㎡で、父親の高齢により贈与による所有権移転であります。

受け人の経営面積は現在732㎡であります

現在申請地は、農業者年金を受給されるための関係で、小作をお願いされ10年契約で利用権設定をかわされているとのことです。

また、受け人は現在伊佐市の会社に努めていますが、定年退職後は農業をしたいと経営意欲もあり、農機等も揃っていて、通作距離も1.3km以内で水田及び畑地で良く管理されています。受け人の世帯員の内農作業常時従事者は1人です。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号7番に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、

よって決定といたします。

整理番号8番について、16番委員をお願いいたします。

1 6 番 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号7番について、去る6月11日に申請人立会いの元、調査を行いましたので16番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 76 歳であります。

渡し人は伊佐市大口大田に居住され年齢は 42 歳であります。

申請地は伊佐市大口大田字若宮後、面積 291 m<sup>2</sup>であります。現地は、国道 268 号線の北側、郡山神社の東側 10m 位に位置し南側畑、北側申請人の自宅であります。

次の整理番号 9 番と交換されるものであります。

申請人耕作従事者は 1 名で、耕作意欲はあり、農機具のトラクター、田植機、かんり機、コンバイン等完備されています。耕作面積は自分の所有地 6,443 m<sup>2</sup>で取得可能な面積であります。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号 8 番に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、

よって決定といたします。

9 番

整理番号 9 番について、16 番委員をお願いいたします。

議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号 7 番について、去る 6 月 11 日に申請人立会いの元、調査を行いましたので 16 番が報告いたします。

先程整理番号 8 番で説明申し上げました土地と、交換されるものであります。

現地はすぐ隣の、隣接地で伊佐市大口大田字若宮後、面積は 260 m<sup>2</sup>であります。

申請人は、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 79 歳であります。なお先の 8 番の譲り渡し人の父にあたる人であります。

申請人の耕作従事者は1名で、耕作意欲はあり、農機具のトラクター、田植機、かんり機、コンバイン等完備されています。耕作面積は自分の所有地 16,413 m<sup>2</sup>で取得可能な面積であります。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付資料として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。整理番号9番に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、

よって決定といたします。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」は申請件数9件、決定件数9件と致します。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

現地調査の報告を求めます。整理番号1番につきまして13番委員をお願いいたします。

1 3 番

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、現地調査を6月14日に私13番と16番8番委員と申請者の代理人立会いの元、で行ないました。

申請人、東京都目黒区上目黒に居住されております。

申請地は、伊佐市大口里字丸尾ノ下、2筆で面積は2,105 m<sup>2</sup>、転用目的といたしまして協同住宅、それに伴う駐車場並びに通路です。

申請地の位置は、伊佐市大口の忠元公園西側約400mで、北側と東側は田・南側は一般住宅・西側は荒地です。農地の区分と致しましては第2種農地にあたると思ひます。

現況は田になっていますが現在は荒地に成っており法定小作人

はありません。

転用目的の共同住宅の計画も妥当であるため実現は確実と思われます。周囲の農地に対しての障害として、当初の建設設計は農地との境界ぎりぎりです。耕作より疑問が出ておりましたが私たち委員の指導として地権者、耕作の方々と話し合いをされることをお願いしましたところ、即、実行され境界との距離を見直す事で皆さんの同意得たとの通知がありました。

生活排水路などの被害防除に関する契約書や計画書も添付してあります。

資力及び信用といたしまして、融資証明書、預金残高証明書を添付

計画面積の妥当性として、建物の建設面積は2階建て2棟で650㎡、建物に付随する部分825㎡、駐車場500㎡、道路130㎡であるため妥当と思われます。

添付資料として、事業計画書、被害防除契約書並びに計画書、建設設計図、字図、融資証明書、預金残高証明書他、委任状など添付してあります。

以上のような理由で転用はやむを得ないと思われま。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、報告を終わります

議 長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号1番に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、

よって決定といたします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」は申請件数1件、決定件数1件と致します。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。現地調査の報告を求めます。整理番号1番につきまして5番委員にお願いいたします。

5 番

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番号について、

6月14日、5番と、2番、14番委員で調査いたしました。

申請地は伊佐市菱刈下手字鶴木田、面積は1,605㎡、地目は田、転用目的としましてはプレハブを建てると言うことです。理由といたしましては、受け人は湧水町栗野米永で、湧水町境から川内川・羽月川・大口はグランドまでの築堤の除草作業を請け負っている業者です。調査時には既に現場事務所として、プレハブを建ててあり事前着工されていまして、許可を受けてから着工してくださいと注意をしたところでした。

申請地の位置は旧山野線ふれあい道路と市道花北線の三叉路に位置し、農地区分は第2種農地に該当する。

資金の調達については自己資金であるため問題は無いと思われ  
ます。

転用については、3年間の期限付き借地契約によるものです。

以上の様なことから転用はやむをえないと思われ  
ます。

添付書類として、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防  
除計画書、被害防除に関する契約書、など添付してあります。

委員の皆様方のご審議をお願いして報告を終わります。

議 長 只今の報告に異議は御座いませんか。

7 番 3年間の一時転用と理解してよろしいですか。

議 長 借地転用ですね。

5 番 平成22年5月から平成25年4月までの期限付きですので申し  
添えます。以上です。

議 長 他に異議は御座いませんか。

(なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号1番に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、

よって決定といたします。

整理番号2番につきまして4番委員をお願いいたします。

4 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見

決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番号について、去る14日、1番委員、7番委員、私と譲受人、申請人立会いのもと共同調査を行いましたので4番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口小木原に居住され52歳であります。  
譲渡し人は、伊佐市大口大田に居住され、76歳であります。

申請地は伊佐市大口里字羽祢田島2,595番地1、地目は田、面積は611㎡、転用目的は住宅と車庫の建設であります。所有権移転は、売買によるものであります。

農地転用許可基準におきまして、個人住宅の転用面積は、500㎡で、申請地の面積は111㎡オーバーしておりますけれども、住宅が二世帯住宅になっていまして、面積の問題はクリアする事になります。

申請地の位置は、大口高校の裏に、道路より約18m入り込んだ所の田んぼで、道路から約1m下にあります。

申請地の土地を、道路の高さまで埋め立てをして、住宅・車庫を建設するものであります。

住宅の通路につきましては、次の整理番号3番で申請がなされております。

なお、住宅建設についての、資金調達は自己資金で、残高証明が添付されていまして、問題はないものと思われまます。

申請地周辺の状況は、東と西側は、田んぼ、南側は水路、北側は道路です。埋め立てて造成につきましては、擁壁をしまして、周囲に迷惑を掛けないように施工するということでもあります。

農地区分は、第2種農地市街地近接農地であります。

添付書類としまして、全部事項証明、住民票、位置図、確約書、建物図面、汚廃水処理確約書、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書、事業計画書、預金残高証明書、理由書、意見書等が添付されております。

以上のような理由により、3人で協議しました結果、特別に問題はないものと判断いたしました。

委員皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議

長

只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。

整理番号2番に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、

よって決定といたします。

整理番号3番につきまして7番委員をお願いいたします。

7 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番号について、6月14日、1番、4番、7番委員、申請者立会の元調査いたしましたので7番が調査結果を報告します。

申請地は大口市里羽祢田島、地目は田で72㎡です。申請地は相当数の街区を形成する地区で現況水田、農地区分第2種農地市街地近接農地に該当します。資金は自己資金です。

申請人で譲受人は大口小木原に親子2世帯で居住されており、定年退職してこれからの老後をこれまで同様余裕を持って2世帯で生活したいため、整理番号2番の申請地に居宅を建設され、本申請地を居宅への道路として転用されるものであります。

なお転用面積72㎡のうち2分の1を売買により取得し権利移転するとのことでした。

申請人で譲渡人は、これまで申請地を水田として耕作されてきました。

申請地は2595番地を3分筆した土地です。道路部分には土地改良区の用水路があるため暗渠にして用水路保全するとのことでした。また被害防除施設の概要として、南側は水路、東側は雑種地、北側は宅地予定地のため、埋め立て造成にあたり擁壁を設け周囲に悪影響を及ぼさないよう施行すると計画されています。

3人で検討の結果転用に問題はないと判断しました。審議をよろしくお願いします。

添付書類といたしまして、全部事項証明書、住民票、汚廃水処理確約書、被害防除に関する誓約書、事業計画書、残高証明書、土地改良区意見書、確約書、委任状が添付されています。

議 長 只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。  
整理番号3番に賛同される方挙手をお願いいたします。  
全員挙手、  
よって決定といたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」は申請件数3件、決定件数3件と致します。

議案第6号「非農地証明願」について、議題といたします。現地調査の報告を求めます。整理番号1番につきまして3番委員をお願いいたします。

3 番 議案第6号「非農地証明願」整理番号1番について、現地調査を去る6月11日に、3番、12番、17番、申請人立会いの元、共同調査を致しましたので、3番が報告いたします。

申請人は伊佐市菱刈南浦に居住。

土地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字崎山、周囲の状況は、南側がこがね道路・西側が倉庫と農道・南側が宅地・北側が農道と住宅となっておりまして、非農地となった時期は昭和62年に一段上の住宅のすぐ下にある申請地も、同時に地目変更をしたものと勘違いをしていたものであります。

申請地の現況は、住宅・農業用倉庫と厩舎等で全農地性を喪失して20年が経過した土地で現況が宅地である。

農地性は喪失し農地への復旧は困難であると、3調査委員と判断し許可相当と致しました。

添付書類として、全部時効証明書、字図、顛末書が添付されています。

委員の皆様方のご審議よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 只今の報告に異議は御座いませんか。

(異議なしの声多数)

異議が無いようですので採決を致します。  
整理番号1番に賛同される方挙手をお願いいたします。  
全員挙手、  
よって決定といたします。

議案第6号「非農地証明願」については申請件数1件、決定件数



1 件と致します。

次に、議案第 7 号「農地移動適正化あっせん基準」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

資料 22 ページをご覧ください。

4 月総会にてご審議いただきました、伊佐市の基本構想が県の承認を受け、6 月 1 日で施行されたことと、伊佐市になりましてからあっせん基準の策定がなされていませんでしたので、今回皆様にご審議していただくものです。

旧大口市、菱刈町にありました、あっせん基準をもとに作成してあります。ちょっと見づらいのようですが、太い字になっております部分が変わっているところになります。22 ページの 3・あっせんの要件、農用地等の権利を取得させるべき者の中に農地利用集積円滑化団体が入りました。伊佐市では伊佐農業公社がこの団体になる予定です。

一番下のイにつきましては、農業生産法人以外の法人が農地を持てるように成ったことによる要件の追加になります。

23 ページの (2) はあっせんの順番とその中に先程と同様に農地利用集積円滑化団体が追加されています。

24 ページの 4 は、あっせん譲り受け等の候補者名簿作成の項目になっておりますが、農業生産法人以外の法人は貸し借りの候補にはなりますが、所有権取得の候補にはならない旨の条文になります。

27 ページは権利取得後の経営面積の基準となりますが、中央にあります伊佐市平均経営耕作面積につきましては、5 年に 1 度行なわれます農業センサス調査結果により引用してありますが、本年 2010 年に調査結果が公表される予定ですので、今回表記してあります伊佐市の平均 134.8 a n につきましては合併前の旧大口市、菱刈町の調査結果より引用してあります。

23 ページにお戻りください。本日特にご審議いただきたいのですがエの部分に、農業を営む者の要件で年齢設定をしてあります。この 65 歳以上という基準につきまして、伊佐市の農業にたずさわる方々の年齢の状況や、あっせんの基準ということを考慮していただいた上で、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

只今事務局の説明がありました。異議はありませんか。

2 0 番 年齢の 65 歳というのは、高齢化があすすむ中、いかがなものかなと思います。

議長 例えば 70 歳でも農業後継者がいれば良いという解釈ですよね、事務局いかがですか。

事務局 認定農業者をきめる時の要点を農政課に聞いてみました。年齢の設定基準はないが、内規として、新たに認定農業者として決めるときには、70 歳を限度としているようです。

旧大口市・菱刈町時代に 65 歳という年齢を設定してあったので、実情をご存じの皆様方に審議していただくたたき台としてお示ししたものです。

(年齢について協議)・・・略・・・

議長 外に質疑は御座いませんか。

(なしの声多数)

質疑が無いようですので採決を致します。

只今の報告に賛同される方挙手をお願いいたします。

全員挙手、

よって決定といたします。

以上を持って議案の採決を終了いたします。

その他、月例報告からお願いします。

事務局 月例報告書により報告。

互助会規定により、互助会費の中から香典をいたしました。

口蹄疫についても、お茶代として 1 人あたり 1000 円を農政課にお渡しいたしました。

新聞の普及・年金の加入促進をしていただいておりますので、作業着の夏服を支給します。出来次第お渡しいたします。

皆様に大変なお願いをしなければなりません。改正農地法が施行され、今実際動いているわけですが、遊休農地対策を農業委員会が行なうということに成っています。

そこで、皆様方に遊休農地の調査をお願いすることになりました。

(各委員宛に調査票等一式配布)

内容について説明(略)

遊休農地対策について、非農地等に成った場合には、地目変更までの登記申請をしてくださるよう、相談等ご協力をよろしくお願ひします。

7 番 顛末書のことですが、知らなかつただけでなく、自覚していただく事も大切かと思ひますので、顛末書を付けるべきだと思ひます。

議 長 今後ははじめとして、顛末書を添付されることを指導していただきたくと思ひます。

事 務 局 これで平成22年度 第3回農業委員会総会を終わります。

終了時間 午前 10時47分